［略］

様式第16（第40条関係）

［略］

航空機製造事業法施行規則抜すい **第38条第１項**　経済産業大臣は、航空機製造事業法第16条の規定により航空工場検査員を同法第15条第２項に規定する事務に従事させようとするときは、事業者（航空工場検査員の所属する許可事業者または届出事業者をいう。）が本人の同意を得て申請する者のうちから、当該航空工場検査員の職務の範囲およびその職務を行うことのできる工場を指定して指名する。 **第42条**　第38条第１項の規定による指名を受けた航空工場検査員は、その職務を行うときは、被指名者証を携帯していなければならない。

［略］

様式第17（第43条関係）

［略］

様式第18（第54条関係）

［略］

様式第19（第54条関係）

［略］

航空機製造事業法施行規則第38条第１項の規定による申請に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１・２　［略］

備考　様式第18の備考１から８までと同様とする。

様式第20（第54条関係）

［略］

様式第21（第54条関係）

［略］

様式第22（第54条関係）

［略］

様式第23（第54条関係）

［略］

様式第24（第54条関係）

［略］

様式第25（第54条関係）

［略］

様式第26（第54条関係）

［略］

様式第27（第54条関係）

［略］

様式第28（第54条関係）

［略］

様式第29（第54条関係）

［略］

［略］

様式第17（第43条関係）

［略］

航空機製造事業法施行規則抜すい **第41条第１項**　経済産業大臣は、航空機製造事業法第16条の規定により航空工場検査員を同法第15条第２項に規定する事務に従事させようとするときは、事業者（航空工場検査員の所属する許可事業者または届出事業者をいう。）が本人の同意を得て申請する者のうちから、当該航空工場検査員の職務の範囲およびその職務を行うことのできる工場を指定して指名する。 **第45条**　第41条第１項の規定による指名を受けた航空工場検査員は、その職務を行うときは、被指名者証を携帯していなければならない。

［略］

様式第18（第46条関係）

［略］

様式第19（第57条関係）

［略］

様式第19の２（第57条関係）

［略］

航空機製造事業法施行規則第41条第１項の規定による申請に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１・２　［略］

備考　様式第19の備考１から８までと同様とする。

様式第20（第57条関係）

［略］

様式第21（第57条関係）

［略］

様式第22（第57条関係）

［略］

様式第23（第57条関係）

［略］

様式第24（第57条関係）

［略］

様式第25（第57条関係）

［略］

様式第26（第57条関係）

［略］

様式第27（第57条関係）

［略］

様式第28（第57条関係）

［略］

様式第29（第57条関係）

［略］